

令和5年度事業経過報告

一 制度対策本部関係

制度対策本部は、会長を本部長（本部長代理は制度対策本部担当副会長）、副会長を副本部長とし、各常任理事が本部員となり、対応する事案により土地家屋調査士会員及び学識経験者から必要に応じて本部員に選任することとしている。今期は、担当常任理事及び担当理事の他、専務理事及び常務理事も選任されたことから、より迅速かつ細やかな対応が可能となった。

1 制度基盤の拡充を図るための具体的方策の策定と展開

(1) 所有者不明土地等の対策として一部改正された民法・不動産登記法及び新設された相続土地国庫帰属法をはじめとする関係法令への対応を行った。

令和6年1月26日に法務省民事局民事第二課（以下「民事第二課」という。）から、法務省が配布しているパンフレット『相続土地国庫帰属制度のご案内』の改訂内容に伴う意見照会があり、社会事業部と連携して日本土地家屋調査士会連合会（以下「連合会」という。）としての回答を提出した。

(2) 次の意見募集（パブリックコメント）等の対応及び法務省との意見交換を行った。

- ① 不動産登記規則等の一部を改正する省令案（相続登記の申請義務違反に係る過料等）
- ② 不動産登記令等の一部を改正する政令案（法人識別事項、国内連絡先事項等を不動産登記の申請情報として定めること等）
- ③ 区分所有法制の改正に関する中間試案
- ④ 不動産登記規則等の一部を改正する省令案（法人識別事項、相続人申告登記関係等）
- ⑤ （民事第二課からの意見照会）令和6年4月に施行される改正不動産登記法第119条第6項に基づく、代替措置等申出等の代理業務に関する司法書士法及び土地家屋調査士法上の取扱い等の整理案について意見を求められ、意見を提出した。

(3) 制度の充実・発展に向けた政党への要望については、全国土地家屋調査士政治連盟（以下「全調政連」という。）及び全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）との三者打合せや民事第二課と打合せにおける政策・予算要望書案の協議を経て次のとおり行った。

- ① 自由民主党 予算・税制に関する政策懇談会（11月8日）
- ② 自由民主党 土地家屋調査士制度改革推進議員連盟総会（11月9日）
- ③ 公明党 土地家屋調査士制度の改革・振興議員懇話会（11月17日）
- ④ 国民民主党と無所属議員による土地家屋調査士議員連盟総会（12月6日）

[予算・政策要望の項目]

- 登記所備付地図（不動産登記法第14条第1項）作成作業の推進について
- 地籍調査事業の推進について
- 表題部所有者不明土地の解消に向けた施策の推進について
- 筆界特定手続に関する施策の推進について
- 法務局に提供する図面について
- 所有者不明土地・所有者不明建物の発生を防止するための施策について（相続登記等の推進）
- 所有者探索を円滑に進めるための施策について
（表示に関する登記の手続における固定資産課税台帳情報の利用及び指定市町村長に対してする戸籍謄本等の請求について）
- 狭あい道路解消に係る予算措置及びガイドラインの周知について
- 公共嘱託登記土地家屋調査士協会が「筆界を明らかにする業務」を行うこと及び「筆界特定手続の代理」をすることを可能にする方策について
- 土地家屋調査士試験受験会場の増設について

2 土地家屋調査士制度改革の推進

(1) 土地家屋調査士法の改正要望

- ① 連合会及び日本司法書士会連合会において、両連合会が要望する改正事項を確認し、意見交換を行った。
- ② 「法務局若しくは地方法務局又は裁判所に提出し又は提供する図面の作成」が土地家屋調査士の業務であることを土地家屋調査士法に明示することに関する一考察」をテーマとして、山野目顧問（早稲田大学大学院教授）と意見交換を行った。

(2) 土地家屋調査士の試験制度に対する検討

土地家屋調査士の試験制度について、専門部会を立ち上げ、試験委員経験者を中心に、試験制度及び委員の推薦基準における課題について、必要に応じて民事第二課へ要望を行うことを想定し検討を行った。

3 土地家屋調査士制度に係る諸施策及び社会環境に関する情報の捕捉と適切な対処

国土交通省ほか関係省庁等で構成する不動産 ID 官民連携協議会など国のデジタル政策及び社会構造の変化による土地家屋調査士業務への影響に関する情報収集を業務部と連携を取りながら行った。

また、令和6年2月19日に不動産関係ベース・レジストリ整備への対応に関する打合せを行い、業務部と連携を図るため情報交換及び意見交換を行った。

4 情報管理システム構築のための調整対応

土地家屋調査士の登録システム及び研修管理システムの構築の検討における関係部の取組について、必要に応じて調整を行うこととしていたが、令和5年度においては、特段その必要は認められなかった。

5 学識者等との共同活動

新型コロナウイルス感染症の影響で無期限延期となっている第12回国際地籍シンポジウムに関しては、韓国（開催国）から開催の打診が来た際に随時対応することとした。

6 連合会組織改編に関する検討

制度対策本部及び研究所の位置づけ及び在り方並びに土地家屋調査士総合研究所（仮称）の構築について、組織改編検討PTにおいて検討を行った。

二 総務部関係

1 土地家屋調査士会及び会員の指導並びに連絡に関する事項

(1) 関係法令、会則、諸規則等の検討・整備

① 会則、諸規則の改正等について

ア 土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務の一層の適正化及び効率化を図り、円滑に事務を進められるようにすること等を目的として、①従たる事務所の所在地の土地家屋調査士会への届出の廃止（令和5年6月1日から施行）、②土地家屋調査士法人の入会届・退会届の提出事由において、該当する事由により連合会への提出が必要となること（令和5年7月1日から施行）、③土地家屋調査士、土地家屋調査士法人及び法務局又は地方法務局への通知における連合会からの直送（令和5年6月1日から施行）、④土地家屋調査士会へ交付する事務費の新設（令和5年7月1日から施行）及び⑤その他所要の改正（令和5年6月1日から施行）について、第1回理事会において土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正を行い、令和5年5月24日付け日調連発第53号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

イ 日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則、日本土地家屋調査士会連合会臨時職員就業規則、日本土地家屋調査士会連合会職員等育児・介護休業等に関する規則及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正

令和 4 年に人事労務関連法の重要改正があったこと、また、改正労働基準法により令和 5 年 4 月 1 日から時間外勤務手当の割増賃金率に変更となったことに伴い、関係規則等を改正する必要があることから、第 1 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会職員就業規則等の一部改正を行い、令和 5 年 5 月 31 日付け日調連発第 62 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、いずれも令和 5 年 5 月 11 日。

ウ 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正

土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録事務の一層の適正化及び効率化を図り、円滑に登録事務を進められるようにすることを目的として、土地家屋調査士会会則モデル及び土地家屋調査士登録事務取扱規程の一部改正を行ったところであるが、日本土地家屋調査士会連合会会則についても、登録に関する規定において、趣旨をより明確にした適切な文言に改めたいこと、また、令和 4 年 9 月 1 日から商業登記規則等の一部を改正する省令が施行され、同日から従たる事務所の所在地における登記が廃止されたことから、関係する規定について併せて改正を行う必要があり、第 80 回定時総会における承認をもって同会則の一部を改正し、令和 5 年 8 月 28 日付け日調連発第 151 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 5 年 8 月 16 日。

エ 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正

周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計の資金を一般会計の特定資産として積み立てることにより両特別会計が不要となり廃止すること、また、共済会は、連合会の組織の一部であるため、本来であれば共済会特別会計についても規定する必要があったことから、第 80 回定時総会における承認をもって日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部を改正し、令和 5 年 6 月 27 日付け日調連発第 95 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 6 年 4 月 1 日。

オ 日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正

ブロック協議会の規模により取材活動の対応回数が大きく異なることから、広報員の人数を見直す必要があるため、第 5 回理事会において日本土地家屋調査士会連合会広報員設置規程の一部改正を行い、令和 5 年 11 月 10 日付け日調連発第 236 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和 5 年 11 月 1 日。

カ 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正

上記エにより、周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計は、令和 6 年 3 月 31 日をもって廃止し、令和 6 年 4 月 1 日付けで財産を一般会計へ繰り入れた上で特定資

産として取り扱うことから、第5回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正を行い、令和5年11月10日付け日調連発第236号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和6年4月1日。

キ 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正

昨今の宿泊施設の値上がりを踏まえ、第5回理事会において日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正を行い、令和5年11月10日付け日調連発第236号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和5年11月1日。

ク 日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正及び土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則（モデル）の取扱い

土地家屋調査士会が事故処理委員会を設けることについて任意規定へ変更するとともに、保険会社が事故案について協議を必要とする場合は、一次的には日本土地家屋調査士会連合会共済会と協議をすることとし、事案によって会員が所属する土地家屋調査士会に意見や協力を求める規定へ変更することを目的として、第5回理事会において日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正を行った。

また、土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則（モデル）については、土地家屋調査士会が事故処理委員会を設け、全ての事故案に対応していくことを想定した場合のモデル規則とするため、その旨を冒頭に記載することとした。

これらについて、令和5年11月30日付け日調連発第254号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、いずれも令和5年11月1日。

ケ 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第11号様式（年計報告書）の一部改正

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第11号様式（年計報告書）から「職印」の記載を削除し、電子データによる提出もできるようにすることを目的として、第6回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第11号様式（年計報告書）の一部改正を行い、令和5年12月15日付け日調連発第274号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和5年12月14日。

コ 日本土地家屋調査士会連合会ハラスメント防止に関する指針の策定

近年、ハラスメント対策の重要性が高まっており、連合会においても、土地家屋調査士制度を担う者が安心して会務運営に当たることができる体制づくりが必要であることから、第7回理事会において日本土地家屋調査士会連合会ハラスメント防止に関

する指針を策定し、令和6年3月4日付け日調連発第370号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

サ 日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程の一部改正

会館に係る会計上の取扱いは一般会計であることから、この取扱いに合致する規定に改正するため、第7回理事会において日本土地家屋調査士会連合会会館維持管理規程の一部改正を行い、令和6年3月12日付け日調連発第382号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和6年2月22日。

シ 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正

第7回理事会において、事務局職員の待遇改善に伴う日本土地家屋調査士会連合会旅費規程及び日本土地家屋調査士会連合会職員給与規程の一部改正を行い、令和6年3月12日付け日調連発第382号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

なお、施行期日は、令和6年4月1日。

ス 顧問等の委嘱に関する（基準）内規の一部改正

第7回理事会において、日本土地家屋調査士会連合会会則第74条に規定する相談役及び参与について、その委嘱期間を3期から1期に変更する一部改正を行った。

なお、施行期日は、令和6年2月22日。

② 会則、諸規則等の改正の検討について

ア 日本土地家屋調査士会連合会登録商標の利用に関する要領（案）の検討

連合会が商標登録をしている徽章マーク（呼称「ソク」、平成29年11月24日付け商標登録第5998186号）を利用する際の取決めについて、日本土地家屋調査士会連合会登録商標の利用に関する要領（案）を検討した。

また、同登録商標を利用して商品を開発している各業者等と協議し、順次通常使用権許諾契約書を締結した。契約締結した業者については、連合会ウェブサイト「会員の広場」内に企業名を掲載することとしており、公開に向けた準備を行った。

③ 土地家屋調査士会の会則変更の対応

各土地家屋調査士会からの事前内議及び法務省からの意見照会に対応した。

なお、土地家屋調査士会が会則変更をする際、連合会にあらかじめ内議を行わない状況で認可申請をされる場合があり、法務省から連合会への当該会則変更の意見照会で苦慮する事案が発生していることから、今後も必ず事前内議を行われるよう留意願いたい。

(2) 土地家屋調査士会の自律機能強化の支援

① 各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について

各土地家屋調査士会からの照会・問合せ等について、その都度、対応した。

なお、令和 6 年 2 月 7 日付け日調連発第 348 号をもって、当連合会に照会するための「照会・連絡票」を送付した。

※ 令和 5 年度における照会数は、100 件

- ② 「登録・会員指導等に関する照会回答事例集（令和 6 年 3 月追加）」の作成について
各土地家屋調査士会からの照会・問合せの中から、よく照会されるものや重要な事例を中心に上げ、登録・会員指導等に関する照会回答事例集に新たな事例を追加し、令和 6 年 3 月 12 日付け日調連発第 381 号をもって各土地家屋調査士会に送付した。
- ③ 土地家屋調査士の懲戒処分に関する情報通知の迅速化について
土地家屋調査士の懲戒処分に関する情報通知の迅速化に向けた対応について、令和 5 年 8 月 31 日に民事第二課と協議した。
- ④ 損害賠償請求に備えた専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険の加入
会員への業務指導・連絡等を始めとする会務を起因として土地家屋調査士会が直接損害賠償責任を問われた場合や、土地家屋調査士会の施設や業務に起因する様々な損害賠償のリスクに備えるため、専門的業務賠償責任保険及び施設賠償責任保険に加入した。
なお、近年、保険金対応事案が増加している状況にあり、これに応じて保険料が増額となる傾向にある。

(3) 非土地家屋調査士による法令違反行為への対応

土地家屋調査士法施行規則第 39 条の 2 に規定される土地家屋調査士法又は同法に基づく命令の規定に違反する事案の有無に関する調査について、適時適切に実施されるよう情報収集に努めるとともに、関係資料を入手した際は、各土地家屋調査士会に情報提供することとしており、令和 4 年度下期の調査結果については令和 5 年 4 月 25 日付け日調連発第 17 号、令和 5 年度上期の調査結果については令和 5 年 11 月 13 日付け日調連発第 237 号をもって各土地家屋調査士会に通知した。

2 連合会業務執行体制の整備・充実

連合会の組織、会務運営の態勢等について適宜見直しを行うこととしており、随時、役員及び事務局の役割の明確化、事務局の組織についての見直し、業務執行の効率化を検討した。

また、これまで連合会の役職員を対象とする研修は実施していなかったが、時代の変化に即応した研修が必要となっており、連合会の業務も以前に比べて多岐にわたるため、組織としてそれぞれの立場の研鑽を積むことが不可欠であると考えことから、連合会の役職員を対象とするコンテンツ付き e ラーニングシステムを契約した。近年、ハラスメント対策の重要性が高まっており、令和 4 年 4 月 1 日からは全ての事業主におけるパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、ハラスメント防止に関連した指定の講座については、全役職員が受講した。

3 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録に関する事項

(1) 土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録件数並びに各種証明書の交付件数

(令和6年3月31日現在)

① 土地家屋調査士

登録 355 件、会変更 44 件、ADR 認定土地家屋調査士の登録 100 件、使用人土地家屋調査士の登録 85 件、登録事項の変更 807 件及び登録の取消し 411 件

② 土地家屋調査士法人

成立 62 件、会変更 4 件、従たる事務所の設置 4 件、登録事項の変更 153 件、使用人土地家屋調査士 94 件、解散 3 件、合併 0 件、清算結了 2 件

③ 各種証明書

土地家屋調査士登録証明書の交付 572 件、土地家屋調査士法人の登録事項証明書 18 件及び土地家屋調査士法人の社員となる資格証明書 156 件

(2) 登録審査会

① 第1回登録審査会（令和5年6月16日開催）

土地家屋調査士法第16条第1項第2号に規定する届出が提出されたことから、当該者2名について、登録審査会に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和5年6月16日付けをもってその登録を取り消した。

② 第2回登録審査会（令和6年3月27日）

令和5年8月31日現在において、土地家屋調査士法第16条第1項第1号に該当する者35名に対し、令和5年9月4日付けで、土地家屋調査士の登録を取り消す旨及びそれについての聴聞を行う旨を通知し、このうち業務廃止等の手続を執った者16名を除く18名及び土地家屋調査士法第16条第1項第2号に該当する者2名（うち1名は聴聞を行う旨を通知したところ心身の故障がある旨の連絡を受けた者）について、登録審査会に諮り、「登録の取消しが相当である。」との議決に基づき、令和6年3月27日付けをもってその登録を取り消した。

(3) 登録システム

現在運用中の土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の登録管理システムは、2010年（平成22年）に開発したシステムであるが、土地家屋調査士法人については期待していた動作をしていないところ、Windows7環境で開発しているため改修が困難であり、再構築が必要となっている。

一方、デジタル庁が進めている「国家資格等情報連携・活用システム」が2024年（令和6年）10月から一部の国家資格者において段階的に運用が開始されることから、システムの再構築にはその対応を視野に入れた開発が必要となるため、先行して対応している土業

やその土業のシステムを開発している業者からヒアリングを行い、今後の進め方について検討した。

4 民間認証局に係る登録局の適正な運営

土地家屋調査士電子証明書を発行するセコムパスポート for G-ID 認証サービスにおける登録局業務の効率的な運営に努め、申込みのあった会員について適切な審査を行い、速やかに電子証明書を発行し、電子証明書の取消しが必要な会員についても、適切かつ速やかな手続に努めた。

土地家屋調査士電子証明書発行状況（令和6年3月31日現在）

有効電子証明書所有者 11,690人

（会員数 15,465人（令和6年4月1日現在））

5 情報公開に関する事項

懲戒処分情報及び戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の紛失等の状況について、連合会ウェブサイトへの適時適切な掲載を行った。

6 会館の管理に関する事項

連合会会館（土地家屋調査士会館）及び文書等の保管等のために賃借している貸事務所の適正な管理に努めた。

三 財務部関係

1 財政の健全化と管理体制の充実

(1) 予算執行の適正管理

規則等にのっとり適正かつ効率的な会務運営を行うため、令和5年度予算が計画的に執行されるよう過去数年の予算執行率の傾向を把握した上で予算執行の適正管理を行うとともに、前期財務部から引き継いだ課題やインボイス制度（適格請求書等保存方式）、電子帳簿保存法への対応を行った。

(2) 中長期的な財政計画の検討

会員数の予測等将来の動向を勘案した令和5年度版のシミュレーション資料を作成するとともに、会員数の減少に伴う会費収入のシミュレーションの参考にするために、年齢別の会員数の分布の資料を作成した。

同シミュレーション資料は、令和6年度予算（案）の作成に活用した。

(3) 特別会計の在り方の検討

図書等頒布特別会計については、検討の結果、現状のまま運用していくこととした。

会館特別会計の資産及び一般会計の会館拡充準備金の取扱いについて検討した。

周年事業特別会計及び財政調整積立金特別会計については、令和6年4月1日付けで当該特別会計の財産を一般会計へ繰り入れて特定資産とすることが第80回定時総会において承認され、これを実施するために日本土地家屋調査士会連合会会計規則を一部改正した。

(4) その他

① 会員徽章（調査士バッジ）の頒布価格の改定

仕入価格の高騰等により、令和5年7月1日から頒布価格を改定した（同年6月16日付け日調連発第88号）。

② 領収証の頒布

日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則第17条第3項に定める附録第9号の領収証については、令和5年7月1日から新様式による頒布を開始したが、新様式に不備のあることが判明したため頒布を一時停止し、同年9月1日から頒布を再開した（同年9月1日付け日調連発第159号）。

なお、頒布を一時停止した領収証が既に納品されている土地家屋調査士会には、当該領収証の取扱い等について個別に連絡した。

③ 戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に記載されている土地家屋調査士会の連絡先等の変更

連合会から各土地家屋調査士会へ頒布する戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書に印刷されている土地家屋調査士会ごとに異なる部分を変更する場合は、土地家屋調査士会から取扱業者へ直接連絡をしてもらうとともに、その際の費用は当該土地家屋調査士会において負担してもらうことについても、令和5年8月8日付け日調連発第132号をもって連絡した。

2 福利厚生及び共済事業の充実

(1) 親睦事業の検討及び実施

① 写真コンクール

ア 第38回（令和5年度の大会）

「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和5年3月15日付け日調連発第382号、会報3月号（No.794）、Eメールマンスリー3月号（Vol1257）及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等をもって作品募集を行ったところ、179名から計288点（調査士ノ目線部門：54点、自由部門：234点）の応募があった。

審査結果は、同年6月22日付け日調連発第93号、会報8月号（No.799）、Eメールマ

ンスリー7月号 (Vol. 261) 及び連合会ウェブサイト「会員の広場」において公表した。

土地家屋調査士会員によるインターネット投票は、同年5月22日午後2時から同月31日午後4時まで実施し、投票数は190票であった。

イ 第39回（令和6年度の大会）

第38回と同様、「調査士ノ目線部門」と「自由部門」の二部門制とし、令和6年3月15日付け日調連発第386号、会報3月号 (No.806) 及び連合会ウェブサイト「会員の広場」等により、次のとおり周知した。

- 作品募集 令和6年3月15日から同年5月13日まで
- インターネット投票 実施しない。

② 親睦ゴルフ大会

ア 第36回（令和5年度の大会）

福島県土地家屋調査士会及び東北ブロック協議会の協力により、令和5年10月2日にグランディ那須白河ゴルフクラブにおいて開催し、124名が参加した。観光には別に50名が参加した。

なお、前夜祭は、令和5年10月1日に郡山ビューホテルアネックスで開催し、180名が参加した。

イ 第37回（令和6年度の大会）

令和6年1月31日付け日調連発第334号をもって、徳島県土地家屋調査士会及び四国ブロック協議会の協力により第37回大会を次のとおり開催する予定であることを各土地家屋調査士会へお知らせした。

- 令和6年10月25日（金） 前夜祭 JRホテルクレメント徳島
- 令和6年10月26日（土） ゴルフ大会 サンピアゴルフクラブ

ウ 令和7年度以降の大会

第38回大会（令和7年度の大会）については、九州ブロック協議会への協力をお願いした。

(2) 各種保険への加入の促進及び共済会事業の運営

① 賠償責任保険及び測量機器総合保険等の既存保険への加入について

会報及びEメールマンズリー等により加入の促進を図り、共済会事業の支援を行った。

また、共済会の賠償責任保険を利用する土地家屋調査士会に対して、土地家屋調査士会員が土地家屋調査士法人の使用人土地家屋調査士となった場合の賠償責任保険についての連絡をお願いするとともに、今後使用人土地家屋調査士となる土地家屋調査士会員に対する説明のお願いについても、令和5年8月9日付け日調連発第133号をもって連絡した。

② 事故処理委員会の在り方について

令和4年度第2回全国会長会議における意見交換を踏まえ、事故処理委員会の今後の方針について令和5年5月15日付け日調連発第39号をもって連絡し、日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正等について検討した。

これにより、共済会が三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社とした土地家屋調査士賠償責任保険を利用する土地家屋調査士会が事故処理委員会を設けることは任意規定への変更となるが、現在事故処理委員会で事故事案の対応を行っている活動を妨げるものではなく、引き続き事故処理委員会を設けることは可能であるため、事故処理委員会の継続又は廃止について、令和5年11月30日付け日調連発第254号をもって各土地家屋調査士会の意向を確認した。

その後、事故処理委員会の廃止等に当たって、土地家屋調査士会の賠償責任保険事故処理委員会規則を改廃する場合の三井住友海上火災保険株式会社の連絡先について、令和6年2月27日付け日調連発第366号をもって周知した。

(3) 国民年金基金への加入の促進

各土地家屋調査士会の協力を得て全国国民年金基金土地家屋調査士支部と連携しながら、新入会員及び国民年金基金への未加入会員に対し加入の促進を図った。

また、令和6年2月2日付け日調連発第342号をもって、土地家屋調査士試験合格者への対応として土地家屋調査士賠償責任保険及び国民年金基金への加入の促進をお願いした。

3 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保

全国的に均質かつ高度な土地家屋調査士業務を提供するための環境の整備等を目的として、土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成を実施することとしており、令和5年7月11日付け日調連発第104号をもって対象となる土地家屋調査士会（11会）及び助成金の上限等を通知し、対象となる全ての土地家屋調査士会へ助成金総額8,850,000円を交付した。

【交付状況一覧】

会名	会員数 ※	交付額	主な用途
和歌山	143	220,000	研修機材の購入、広告（地方紙）
福井	146	170,000	新聞広告
鳥取	66	1,300,000	研修会の開催、広報グッズ・リーフレット等作成、シンポジウムへの助成、広告（デジタルサイネージ）
島根	102	790,000	ウェブサイトリニューアル、ラジオCM
佐賀	109	690,000	新聞広告、広告（市役所）、研修会の開催、出前授業
秋田	112	650,000	研修会の開催、広告（県）、災害関連
青森	132	370,000	ウェブサイトリニューアル、研修会の開催
函館	47	1,350,000	テレビCM、カレンダー作成、広告（時刻表）、研修会の開催

旭川	53	1,480,000	研修会の開催、カレンダー作成、支部の制度広報、広告（市、くらしの便利帳）、テレビCM、無料相談会
釧路	74	1,180,000	テレビCM、広告掲載、広報チラシ、無料相談会、業務適正化推進、研修機材の購入、広報活動助成、土地家屋調査士法違反実態調査、研修・広報等の会議
高知	112	650,000	無料相談会、配布用会員名簿作成、研修会の開催、他士業との交流
	計	8,850,000	

※ 令和4年10月1日現在の会員数に基づいて交付額を算出している。

4 大規模災害対策に関する検討

大規模災害等における被災会員からの被害状況報告があった際は、その都度、日本土地家屋調査士会連合会大規模災害対策に関する規則等に基づき、災害義援金の給付等の対応を行っている。

なお、次の災害の被災会員に対して大規模災害対策基金からの義援金を給付した。

- ① 令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号（3名）
- ② 令和5年6月29日からの大雨（1名）
- ③ 令和5年7月7日からの大雨（4名）
- ④ 令和5年台風第13号（1名）
- ⑤ 令和6年能登半島地震（1名）

また、令和6年能登半島地震現地対策本部への運営費について、石川県土地家屋調査士会及び富山県土地家屋調査士会に交付した。

5 諸規則の改正について

次の規則について、一部改正を行った。

なお、本件に関する詳細については、総務部の事業経過報告に記載している。

- ① 日本土地家屋調査士会連合会会計規則の一部改正
- ② 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正
- ③ 日本土地家屋調査士会連合会旅費規程の一部改正
- ④ 土地家屋調査士会賠償責任保険事故処理委員会規則（モデル）の一部改正
- ⑤ 日本土地家屋調査士会連合会共済会賠償責任保険規約の一部改正

四 業務部関係

1 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡

(1) 土地家屋調査士職務規程に関する事項

土地家屋調査士の業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士職務規程をはじめとする諸規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、連合会ウェブサイトの「会員の広場」に同職務規程を公開した。

(2) 土地家屋調査士業務取扱要領に関する事項

土地家屋調査士の業務等に関する各土地家屋調査士会からの照会について、土地家屋調査士業務取扱要領をはじめとする諸規則等を確認し、必要に応じて各部及び委員会等と連携を図り対応した。

また、同要領及び同要領別紙類の一部改正について検討した。

(3) 不動産登記規則第 93 条に規定する不動産調査報告書に関する事項

不動産調査報告書の適切な記載方法等の検討及び各土地家屋調査士会からの照会等に対応した。

また、各土地家屋調査士会から寄せられた同報告書作成ソフトの不具合等の報告について委託業者と連携して対応し、必要に応じて連合会ウェブサイトに掲載している「Q & A」を更新した。

(4) 新技術の業務への利活用の検討に関する事項

G 空間情報センターのウェブサイトに公開されている地図 XML データ及び民間等電子基準点等、今後、土地家屋調査士の業務への利活用が考えられる事項について、技術面及び法令等との整合性を検討する準備を進めた。

2 筆界特定制度に関する調査及び検討並びに指導に関する事項

筆界特定申請手続における課題の洗い出しとその解決に向けた施策について民事第二課と協議し、筆界特定制度における現状の確認及び課題の共有を図った。

また、民事第二課から提案された筆界特定制度の改定について意見交換を行った。

3 登記測量に関する事項

(1) 登記基準点についての指導、連絡及び検討

土地家屋調査士会から認定申請される書類を点検し、申請者からの照会等に対応した。

令和 5 年度の申請状況等は次のとおりである。

また、令和 5 年度から認定登記基準点検定における費用の助成が廃止されたことを受けて新たに実施する登記基準点測量に関する知識の向上及び技術の研鑽を目的とした登記基準点測量に関する研修会について、令和 5 年 10 月 31 日付け日調連発第 224 号をもって各ブロック協議会での開催を依頼し、令和 6 年 2 月 6 日から同年 3 月 23 日までの間に開催し

た。

さらに、各地域における「国家座標」を利用した地積測量図の作成状況について、おおよそその割合を把握することを目的として、令和5年12月13日付け日調連発第271号をもってアンケートを送付し、各土地家屋調査士会長の主観による回答を求めた。

一方、公共測量作業規程の準則が令和5年3月31日付けで改正されたことを受けて、連合会が定める登記基準点測量作業規程運用基準を改定し、令和5年12月19日付け日調連発第276号をもって通知したところ、同準則の改正との相違点が見つかったことから、訂正について令和6年3月22日付け日調連発第395号をもって通知した。

① 認定された登記基準点（令和5年度 ※令和6年3月31日現在）

会名	地区名	登記基準点		認定状況	
香川	高松市林町地内	2級	2点	2023/4/28	認定
静岡	富士宮市万野原新田地区	3級	3点	2023/4/28	認定
香川	高松市香川町川東下地区	2級 4級	2点 18点	2023/5/24	認定
香川	さぬき市志度地区	2級 4級	3点 19点	2023/6/2	認定
香川	三豊市高瀬町上高瀬地区	2級 4級	3点 18点	2023/6/13	認定
岩手	奥州市地区	1級	9点	2023/6/19	認定
岐阜	岐阜市北鶉、中鶉、東鶉、茜部大川地内	3級	11点	2023/6/19	認定
和歌山	和歌山市森小出籾・西外地区	4級	108点	2023/6/29	認定
長野	長野市安茂里小市二丁目地区	2級	1点	2023/6/28	認定
広島	三次市南畑敷町地区	2級	4点	2023/8/18	認定
福岡	太宰府市	3級	12点	2023/8/18	認定
岐阜	各務原市那加西市場町地内	3級	1点	2023/10/6	認定
愛媛	松山市下伊台町地区	3級 4級	2点 66点	2023/10/6	認定
大阪	大阪府堺市南区别所地内	2級	1点	2023/10/19	認定
岐阜	各務原市那加西市場町地内	4級	31点	2023/10/23	認定
岐阜	岐阜市中西郷2丁目ほか3地内	3級	6点	2023/11/29	認定
岐阜	岐阜市柳津町上佐波西地内	2級	6点	2024/2/16	認定

認定：17地区 1級 9点、2級 22点、3級 35点、4級 260点 合計 326点

② 現在までの認定登記基準点数（平成20年から令和6年3月31日まで）

認定：345地区 1級 1,863点、2級 664点、3級 1,363点、4級 2,488点 合計 6,378点

(2) 土地家屋調査士会と日調連技術センターとの連携

日調連データセンターシステム (<http://160.16.140.103/v3map>) の維持管理を行っており、登記基準点の認定に伴い、随時更新を行った。

また、同システムにおいて、現在は認定登記基準点の級数が表示されていないことから、級数が表示される仕様にシステムを改修した。

(3) 会員技術向上の検討及び指導

各土地家屋調査士会等からの問合せについて随時対応した。

また、各ブロック協議会で開催した登記基準点測量に関する研修会に関連する e ラーニングコンテンツを作成した。

(4) 関係機関との連携及び協議

法務省及び国土交通省等の関係機関と随時協議した。

4 令和 7 年度土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査の検討

令和 7 年度に実施を予定している土地家屋調査士事務所形態及び報酬に関する実態調査について、回答方法をウェブに限定することや同実態調査の結果を PDF で配布する方針等について検討した。

なお、令和 4 年度に実施した同実態調査については、令和元年度に実施した同実態調査と同様に、報酬ガイドブック (PDF) を作成の上、令和 5 年 11 月 17 日付けで連合会ウェブサイトの「情報公開」及び「会員の広場」に公開した。

5 土地家屋調査士業務情報の利活用と拡充への対応

土地家屋調査士調査情報保全管理システム「調査士カルテ Map」の利用者拡大のため、ゼンリンと協議の上作成したチラシ・パンフレット等の頒布及び土地家屋調査士会等を対象とした説明会による周知活動を行っており、連合会ウェブサイト内「会員の広場」に公開している掲示板に寄せられた意見及び要望を同社と共有し、同社の回答案を確認の上順次連合会から回答を行った。

なお、周知活動を行う中で、同システムの存在を知らなかったことや地図の閲覧以外の機能が分からなかったことの見解が散見されたことから、更なる広報活動を展開するため、令和 6 年 3 月 13 日に説明会 (Zoom) を開催するとともに、未加入の土地家屋調査士会員へチラシ・パンフレットを順次直接送付した。

また、廃業等をした土地家屋調査士が登録した情報を継承し、土地家屋調査士会が同システムを無料で利用できる ID を配布する合意書の締結については、連合会が同社と合意書を締結の上、全ての土地家屋調査士会に情報の継承及び同 ID の配布を行う方法について、継続して協議を行った。

6 オンライン登記申請への対応

登記情報提供サービスのウェブサイトにおいて令和 5 年 9 月から続いているシステムメンテナンスについては、法務省が管理する登記情報システムにおける次期システムへのデータ移行作業が令和 7 年 3 月までの週末に実施されることにより、同サービスが停止することが

あるため、令和6年1月4日付け日調連発第293号をもって各土地家屋調査士会へお知らせするとともに、同サービスにおける今後のメンテナンス情報については、各会員において確認してもらうようお願いした。

また、法務省から依頼を受けた登記手続のオンライン利用における利便性向上のために取り組むべき事項を検討するための登記手続のオンライン利用をしている土地家屋調査士を対象としたアンケートについては、令和5年9月6日付け日調連発第163号をもって各土地家屋調査士会へ依頼し、同アンケートの結果が同省から提供されたことから、同年12月22日付け日調連発第280号をもって参考送付した。

さらに、これまで法務省と申請用総合ソフト等、登記・供託オンライン申請システム及び登記情報システム（不動産登記）に関する協議を継続して行っており、連合会からの要望を受けて、令和6年度中に登記情報提供サービスにおける「登記情報提供サービスにおける地積測量図の取得」について、図面を複数選択できるよう開発する方針となっており、同省の担当者と調整を行った。

なお、改善を要望した事項のうち、調査士報告方式における専用様式について改善の見通しが立たないことから、暫定的な措置として連合会が「調査士報告様式における専用様式（モデル）」を作成した。

一方、オンライン登記申請に関連する障害等について適宜周知するとともに、これまでに日調連等へ寄せられたオンライン登記申請に関する照会等の中から、現在でも関連する項目を集約したQ&Aの作成について検討した。

7 業務マニュアル等の検討

既存の業務マニュアルについては、修正を要する箇所の有無を確認し、新たな業務マニュアルについては、必要に応じて検討した。

8 日本土地家屋調査士会連合会会則施行規則附録第9号（領収証）に係る対応について

令和4年12月28日付け日調連発第298号をもって通知した新様式について不備があったことから、訂正について令和5年9月1日付け日調連発第158号をもって通知した。

なお、連合会があっせんする業者に訂正前の様式を発注した土地家屋調査士会及び独自の業者に訂正前の様式を発注した土地家屋調査士会のいずれも、連合会が印刷等に掛かる費用を負担した。

9 表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針に関する対応

各土地家屋調査士会から提供された事務取扱要領等を連合会ウェブサイトの「会員の広場」へ公開するために必要となる事項について検討した。

五 研修部関係

1 研修の企画・運営・管理・実施・検討

(1) 専門職能継続学習（CPD）の運用

① CPD の運用管理

連合会と各土地家屋調査士会との間で、CPD 管理システムで作成した CPD データの授受を行い、CPD の適正な管理に努めた。

新たに構築する研修管理システムと連動する CPD 管理システムの構築の検討を行った。

② CPD 評価検討委員会の開催

令和 6 年 3 月 13 日に有識者を交えた土地家屋調査士専門職能継続学習評価検討委員会（CPD 評価検討委員会）を開催し、CPD 認定基準表及び別表コード一覧の簡略化並びに、CPD 制度の適正な運営管理について協議した。

③ 測量系 CPD 協議会連絡会への出席

測量系 CPD に関する情報交換を行うため、測量系 CPD 協議会連絡会（令和 5 年 8 月 21 日）へ出席した。

(2) 義務研修の実施・検討

① 令和 5 年度土地家屋調査士新人研修の実施

令和 5 年度土地家屋調査士新人研修においては、例年同様に中央実施型の新人研修を実施し、東京と大阪の 2 会場で実施した。

なお、第 1 回（東京会場）及び第 2 回（大阪会場）の受講修了者数等は、次のとおりである。

ア 第 1 回（東京会場）

開催日 令和 5 年 10 月 22 日(日)、23 日(月)

場所 KFC Hall&Rooms

受講者数 300 名

視察者 21 名

修了者 286 名

未修了者 14 名

イ 第 2 回（大阪会場）

開催日 令和 6 年 2 月 18 日(日)、19 日(月)

場所 ホテルフクラシア大阪ベイ

受講者数 233 名

視察者 4名

修了者 229名

未修了者 4名

② 令和6年度土地家屋調査士新人研修の検討

令和6年度土地家屋調査士新人研修について検討を行った。

なお、令和5年度と同様の開催方法を予定し、開催場所（会場）等を次のとおり実施する予定である。

また、講義の一部は、研修管理システムを利用し、講義動画を事前視聴することとしている。

ア 第1回（東京会場）

開催日 令和6年9月29日（日）、30日（月）

場所 東京ドームホテル

受講者予定数 220名

イ 第2回（大阪会場）

開催日 令和7年2月16日（日）、17日（月）

場所 新大阪ワシントンホテルプラザ

受講者予定数 180名

③ 年次研修の実施・検討

第1期土地家屋調査士年次研修（令和3年度から令和7年度まで）の実施における各土地家屋調査士会からの問合せ及び年次研修実施要領第5条第2項の規定に基づく申請等の対応を行った。

なお、令和5年度の運営に係る費用は、令和5年8月25日に各土地家屋調査士会へ送金することとして、同月22日付け日調連発第146号をもって各土地家屋調査士会へ連絡した。

また、第2期土地家屋調査士年次研修（令和8年度から令和12年度まで）の実施内容について、義務研修運営委員会において検討を行った。

(3) eラーニングの拡充・整備と運用

① コンテンツ制作の外部委託による拡充・整備

eラーニングの更なる充実を図るため、令和4年度に引き続き、東京法経学院とコンテンツ制作委託の契約を締結し、次の2本のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイトの「会員の広場」において公開した。

ア 土地家屋調査士として知っておきたい知識 土地境界実務（前編）

イ 土地家屋調査士として知っておきたい知識 土地境界実務（後編）

（講師：横井靖司 土地家屋調査士）

② 連合会が企画するコンテンツ制作

次のコンテンツを制作し、連合会ウェブサイトの「会員の広場」において公開した。

ア 登記基準点測量（講師：横矢博史 土地家屋調査士）

イ 管理人制度の概要と実務（講師：荒井達也 弁護士）

ウ 事例から学ぶ財産管理人実務（講師：片岡武 弁護士）

エ 個人情報保護法概説（講師：権田光洋 弁護士（連合会理事））

※ アは業務部、イ及びウは社会事業部が対応した。

③ eラーニングアクセス状況

平成30年度 アクセス数 10,745件、ユーザー数 2,723名

令和元年度 アクセス数 8,979件、ユーザー数 2,332名

令和2年度 アクセス数 21,119件、ユーザー数 4,630名

令和3年度 アクセス数 15,711件、ユーザー数 4,502名

令和4年度 アクセス数 13,286件、ユーザー数 3,997名

令和5年度 アクセス数 17,740件、ユーザー数 5,002名（令和6年3月末現在）

(4) 研修体系及び研修の充実の検討

① 講師団名簿の作成

令和5年10月19日付け日調連発第204号をもって各土地家屋調査士会に名簿登載者の推薦依頼を行い、集約した名簿（電子データ）は、令和6年3月29日付け日調連発第408号をもって各土地家屋調査士会に送付した。

② 会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会を対象としたウェブ研修会

会員数に応じた事業助成の対象となっている土地家屋調査士会（11会）を対象としたウェブ研修会（zoom ウェビナー及びYouTubeによるライブ配信）を令和5年11月22日に開催した。

なお、当日の動画については、令和5年12月25日付け日調連発第283号をもって連絡しているとおおり、YouTube 配信を行った。

また、研修実施後に対象会に向けアンケートを実施した。

③ 研修体系の検討

研修制度の基盤を整備するため、研修体系について検討を行った。

(5) 研修情報の公開の活用・推進

研修インフォメーションの適正な管理に努めた。

なお、令和6年4月9日現在、8ブロック協議会及び44会から計1,263件の研修情報が登録されている。

(6) 研修用教材の作成・運用

研修用教材等について適宜見直しを行った。

(7) 研修部が管理するシステムの構築・検討

現在の研修インフォメーション、eラーニングシステム及びCPD管理システムを1つにまとめた新しい研修管理システムの令和6年度の稼働を目指して構築を進めた。

2 土地家屋調査士特別研修の支援と受講促進

(1) 会報への記事掲載

会報12月号(No.803)から2月号(No.805)まで受講者の体験談を掲載した。

なお、12月号は宮崎・函館、1月号は佐賀・秋田、2月号は青森の各会員の体験談等を掲載した。

(2) チラシの作成

受講促進のためのチラシ(電子データ版)を作成し、各土地家屋調査士会への周知及び連合会ウェブサイトへの掲載を行った。

(3) 土地家屋調査士試験受験者への周知

土地家屋調査士試験の口述試験が行われる会場(8法務局)に、第19回土地家屋調査士特別研修に係る資料一式を送付し、同試験受験者への配布をお願いした。

3 ADR認定土地家屋調査士の研修の検討と啓発

民間紛争解決手続代理関係業務を行うに当たり必要となる知識を深めるための研修について、既存のコンテンツを活用した研修方法について検討を行った。

六 広報部関係

1 広報に関する事項

(1) 外部に向けた土地家屋調査士の魅力の発信

① ウェブ広報の充実

ア 動画制作

20~40歳代をターゲット層とした動画を制作し、公開に向けた準備を行った。

イ 公式SNSの運用

各種公式SNS(Facebook、X、YouTube)の運用については外部委託を行わず、広報部で運営を行った。なお、Instagramについては、画像投稿が中心であることから、投稿すべき画像がある場合に対応できるようにするため、アカウントは残しておくが積極

的な更新は行わないこととした。

ウ SNS ガイド及び SNS 投稿内規の作成

今後の役員改選等で SNS に詳しくない役員が就任した場合でも、引き続き運用できるよう、各 SNS の知識と特徴、また運用方法などについてまとめた「連合会広報部 SNS ガイド」の作成を行った。また、SNS への投稿に関する内規の作成について検討を行った。

エ ニュースリリース等の発信に関する内規の作成

プレスリリース及びニュースリリースの発行に係る内規について検討を行い、日本土地家屋調査士会連合会リリース発行内規を定めた。

オ ウェブサイト「会員の広場」における ID 及びパスワードの管理についての注意喚起

他人の ID 及びパスワードでログイン等がされた事案が確認されたため、各土地家屋調査士会へ会員への注意喚起のお願い文書を発信した（令和 5 年 12 月 21 日付け日調連発第 277 号）。

② 広報イベントへの参画等

ア こども霞が関見学デー

民事第二課と協力し、令和 5 年 8 月 2 日（水）、3 日（木）に令和 5 年度こども霞が関見学デー（場所：法務省及び各省庁）が開催され、法務省における参加者は 2 日間で 1,450 人（こども 834 人・引率者 616 人）であった。

連合会においては、「測量体験」、「地面のボタンをさがそう！スタンプラリー」、「土地家屋調査士クイズ」等のイベントを開催し、スタンプラリーには約 340 人（8/2・約 160 人、8/3・約 180 人）の子供たちが参加した。

イ 法務省や日司連との連携した広報活動

相続登記義務化に関する記者会見企画について、法務省や日司連と打合せを行ったが、消極であったり開催方法等で意見の相違があったりしたため、令和 5 年度は見送った。

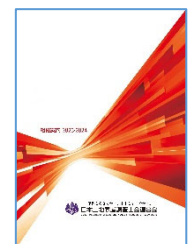
③ 広報ツールの作成又は活用

ア マンガ小冊子の増刷

マンガ小冊子「マンガでわかる土地家屋調査士成長物語」について、令和 4 年度と同様、各土地家屋調査士会からの印刷の希望を取りまとめ（令和 5 年 8 月 30 日付け日調連発第 156 号）、11 会から 4,220 部の希望があり、連合会の発注部数（6,800 部）と合わせて増刷した。連合会発注分については、例年同様に受験専門校に配布を行う予定である。

イ 連合会の組織案内パンフレットの作成

「連合会の組織案内パンフレット（2023-2024 年版）」を作成した。



ウ その他

令和 6 年度に作成するツールについて、全国会長会議等で何度か要望として挙がっている①「土地家屋調査士の PR 用パンフレット」、②「広報ポスター」及び③「試験案内ポスター」の作成について検討を行った。

④ 「土地家屋調査士の日」に関する啓発活動

各土地家屋調査士会へ「「土地家屋調査士の日」に係るポスター・チラシ用デザイン（データ）の活用について」の文書を通知した（令和 5 年 6 月 15 日付け日調連発第 85 号）。

また、「土地家屋調査士の日」に寄せた会長声明を同年 7 月 25 日に連合会ウェブサイトに掲載するとともに、公式 SNS においてもお知らせした。加えて、「土地家屋調査士の日」にちなんだ YouTube ショート動画を同年 5 月 10 日に連合会 YouTube チャンネルで公開した。

⑤ 受験者の拡大に向けた活動

小中学生向けに朝日新聞社が発行している「おしごと年鑑」へ記事を掲載したほか、13 歳のハローワーク公式サイトへの職業サポーターの継続を行った。

また、土地家屋調査士試験日を周知するポスターを作成し、各土地家屋調査士会にデータにて配布を行った（令和 5 年 7 月 18 日付け日調連発第 111 号）。



加えて、受験専門校の協力を得て令和 5 年度の土地家屋調査士試験受験者を対象にウェブアンケートを行ったが、サンプル数が少なかったため内部資料とした。

なお、令和 5 年度の土地家屋調査士試験の出願者数は 5,417 人で前年度と比べて微増（+17 人）となった。数としては、コロナ禍前の平成 30 年度の人数（5,411 人）の水準に戻っている。

更なる受験者の拡大に向け、受験専門校と打合せを行い、協力した取組について協議を行った。

⑥ 土地家屋調査士白書の作成

『土地家屋調査士白書 2024』発刊に向けた編集作業を行った。

(2) 各土地家屋調査士会に向けた広報

① 土地家屋調査士会及びブロック協議会との情報共有

「連合会長とリアルで話そう」として、会長が土地家屋調査士会やブロック協議会を訪問した際に地元会員と会談する企画を検討したが、日程等の調整が難しく実施を見送った。なお、代替として、新人理事と会長との会談を企画し、令和 6 年 2 月 21 日に実施し、その様子を E メールマンスリー等で報告した。

② 土地家屋調査士会又はブロック協議会への情報提供

例年同様、各土地家屋調査士会及び各ブロック協議会に、寄附講座の開講状況及び出前授業の実施状況に関するアンケートを実施し（令和6年3月14日付け日調連発第384号）、取りまとめを行った。取りまとめた資料は、連合会ウェブサイトの会員の広場において公開している。

③ 担当者会同等の開催

「全国広報担当者向けセミナー」を、令和6年2月1日に1回目、15日に2回目を開催した。1回目については39会、2回目については41会の参加を得た。

(3) 会報の編集及び発行

① 外部に向けた土地家屋調査士の情報の発信

② 内部に向けた情報の集約と共有

③ 連合会各部の情報発信

外部への土地家屋調査士に関する情報発信や土地家屋調査士業務に直接関係するもの、土地家屋調査士を取り巻く社会的変化に対応した事象など、会員に必要な情報を掲載するとともに、意識した紙面づくりも念頭に置きながら、会報、Eメールマンスリー、ウェブサイト及びSNS等のそれぞれの長所を活用した効率的な情報発信を行った。

2 情報の収集に関する事項

取材等の対応を行ったほか、土地家屋調査士制度の中長期的な計画を踏まえ、その実現のため、経済・社会情勢の変化に応じた情報収集を行い、必要に応じ、会報等に掲載した。

七 社会事業部関係

1 地図の作成及び整備等に関する事項

(1) 登記所備付地図の作成及び整備

① 令和6年度予算政府案における地図整備関係予算等について、民事第二課から説明を受け、令和5年12月27日付け日調連発第287号をもって各土地家屋調査士会長へお知らせした。

② 民事第二課が主催する「法務局地図作成事業の今後のビジョン検討会」に出席した。

現行の地図作成事業10か年計画が令和6年度で終了することを踏まえ、次期地図整備計画(令和7年度～)の策定に向けた基本方針を検討する必要があるとされ、今後の方向性について多角的・総合的観点から検討が行われ、連合会として、今後の法務局地図作成事業の地区選定基準等に対する提案を行った。

なお、本検討会からの提言は、金融財政事情研究会のウェブサイトに掲載されている。

- ③ 民事第二課から次期地図整備計画の策定に向けた基本方針が発表（法務省ウェブサイトに掲載）されたことを受け、各土地家屋調査士会長へこの旨をお知らせするとともに、地方公共団体への働き掛けについてお願いした。
 - ④ 令和5年10月22日、23日及び令和6年2月18日、19日に開催された令和5年度土地家屋調査士新人研修において、受講者に対して法務局地図作成事業の説明を行った。
- (2) 地籍整備事業の情報収集・啓発
- ① 国土交通省不動産・建設経済局地籍整備課が主催する「国土調査のあり方に関する検討小委員会」に出席した。

同課が所管する国土調査事業については、現在、第7次国土調査事業十箇年計画に基づき行われているが、同計画では中間年（令和6年度）に実施状況を検証するとともに、必要に応じて見直しを行うこととなっていることから、同小委員会において検討が行われた。

なお、同小委員会の報告書は、国土交通省ウェブサイトに掲載されている。

- ② 一筆地調査における筆界案及び筆界確認に関する資料の作成を行っている現状及び筆界特定を申請する場合の対応状況や予算の確保に関する情報について、民事第二課に確認した。

2 土地家屋調査士会 ADR センターに関する事項

(1) ADR に関する情報の収集及び提供

- ① 例年実施している ADR 運営報告書の提出を各土地家屋調査士会にお願いし、同報告書の取りまとめ結果を各土地家屋調査士会にお知らせした。
- ② 法務省大臣官房司法法制部審査監督課（以下「審査監督課」という。）が開催した裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（以下「ADR 法」という。）の改正に伴う省令等の改正についての説明会並びに日本 ADR 協会及び日本 ODR 協会が主催するシンポジウム並びに鹿児島県土地家屋調査士会が開催した研修会に出席し、情報収集等を行った。

(2) 民間紛争解決手続代理関係業務に関する課題対応

- ① 審査監督課から、ADR 法第5条に規定する法務大臣の認証を受けた各土地家屋調査士会を対象に、特定和解に関する調査を実施している旨の情報に接したことを受け、該当土地家屋調査士会における ADR センターの担当者へ当該調査の回答に際しての参考資料を送付した。
- ② ADR 法の改正に伴い、規則及びガイドラインが改正されたことを受け、ADR 法第5条に規定する法務大臣の認証を受けた各土地家屋調査士会における ADR センターの規則等を改正する必要があることから、審査監督課と打合せを行った。その後、改正 ADR 法に基づく業務規程等の変更のためのモデル案を日調連 ADR センターにおいて作成し、審査監

督課の確認を得て、認証を取得している土地家屋調査士会に当該モデル案を送付した。

(3) 筆界特定制度と土地家屋調査士 ADR との連携

各土地家屋調査士会に例年提出を求めている ADR 運営報告書をもって確認を行い、取りまとめた結果を民事第二課と共有した。

(4) ODR（オンラインでの紛争解決手続）に関する情報収集及び提供

現在、オンラインによる相談や調停に対応している土地家屋調査士会 ADR センターは次のとおりであり、全国的な普及に向けた検討を行った。

- 境界問題解決支援センターやまぐち
- 境界問題相談センターみえ
- みやぎ境界紛争解決支援センター
- 境界問題相談センターちば
- あおもり境界問題相談センター

3 日本司法支援センター（法テラス）に関する事項

日本司法支援センター（法テラス）本部と打合せを行い、懸念される事項等を確認の上、引き続き情報の共有を図っていくことを確認した。

4 公共嘱託登記及び公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する事項

(1) 土地家屋調査士業務の入札及び発注において的確な取扱いがされていないおそれがある事案、国有農地測量・境界確定促進委託事業及び普通財産の払下げ業務等について、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会等と情報交換を行い、実態の把握に努めた。

なお、相続土地国庫帰属制度について、農林水産省においては、国有農地測量・境界確定促進委託事業実施要領にある「第3 事業の内容」に「相続土地国庫帰属制度で帰属された土地の測量に関する事項」という項目を追加する方向で検討しているとの情報に接した。本件については、官公署が発注することから、全省庁統一参加資格も必要となるため、土地家屋調査士としての一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）の取得について、各土地家屋調査士会長にお願いした。

(2) 令和5年10月24日に兵庫県神戸市において、狭あい道路解消シンポジウムを全国土地家屋調査士政治連盟、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会及び兵庫県土地家屋調査士会等と共に開催した。

また、令和6年度と同シンポジウムの開催について検討を始めた。

(3) 国土交通省住宅局市街地建築課から、狭あい道路解消に向けた対応方針（ガイドライン）（案）の説明を受けた。

なお、同ガイドラインについては、国土交通省ウェブサイトに掲載されている。

5 その他公共・公益に係る事業の推進に関する事項

(1) 防災関係の情報収集及び提供

- ① 災害時における土地家屋調査士が取り組む社会貢献について、罹災証明書発行関連業務に関する情報を収集し（令和6年2月2日付け日調連発第341号）、取りまとめた結果を石川県土地家屋調査士会に送付するとともに（同年3月26日付け日調連総発第622号）、各土地家屋調査士会へ参考送付した（同年3月26日付け日調連発第403号）。
- ② 大規模災害復興支援対策本部と連携し、復興測量支援連絡会及びその他各種団体が行う災害・防災関係の情報収集を行っているところ、令和5年9月20日に復興測量支援連絡会（事務局 日本測量協会）が開催され、参加団体（日本測量協会、日本測量調査技術協会、全国測量設計業協会連合会、地図調製技術協会、日本測量機器工業会、電子基準点を利用したリアルタイム測位推進協議会）と情報交換を行った。

(2) 土地家屋調査士関連業務の推進に関する事項

不動産取引における図面の位置づけの明確化に関する検討を行った。土地家屋調査士の関与を訴えることについては、当初、確定測量・確定図に主眼を置いていたが、不動産業者に土地家屋調査士を正しく理解してもらい、取引の前提となる境界確認において必要な事項等の相互理解を深めるための資料やリーフレット等による周知を優先することが将来的に有用ではないかとの議論になり、土地家屋調査士制度制定70周年の際に全日本不動産協会と交わした事業提携基本協定書に基づき、同協会と協議する必要があるとの結論に至り、具体的には令和6年度から活動することとした。

(3) 土地家屋調査士の財産管理人制度への参画に関する支援

令和5年10月12日付け日調連発第192号をもって、新たな財産管理人制度に関する情報を収集し、同年12月15日付け日調連発第273号をもって、各土地家屋調査士会に取りまとめた結果を送付した。

また、令和4年度に実施した財産管理人養成講座で作成した動画をeラーニングコンテンツとして掲載した。

八 研究所関係

令和5年度の研究テーマは、前期の研究所において策定した事業計画や予算に照らしながら、事業計画の大項目である「表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究」に関する直接的な研究の重要性を鑑み、「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」を新設した。

また、会長から、「狭あい道路に関する研究」の付託を受け、新設テーマとした。

研究員の選任は、新設の研究テーマについては全国の土地家屋調査士会に候補者の推薦を文書で依頼し、その他の研究テーマの候補者は、個別に打診した。

その後、研究所会議において慎重に協議を行い、令和5年度第5回理事会（令和5年11月3日開催）の承認を得て、全5名の研究員を選任した。

同月17日に全研究員の出席により研究所各テーマ合同会議を開催し、各テーマの垣根を越えた意見交換を行った。

その後研究テーマ別の会議や必要に応じた研究における実証活動も行われ、現在、各研究員からそれぞれの研究の中間報告書の提出を受けたところである。

同中間報告の内容は、会報10月号から研究テーマごとに順次掲載される予定である。

また、研究所の業務、外部研究委託及び機密保持などの規定化を趣旨とする日本土地家屋調査士会連合会研究所規則の一部改正について検討を重ねた。

1 表示登記制度及び土地家屋調査士の業務と制度の充実に関する研究

(1) 土地家屋調査士法第25条第2項に関する研究

これまで研究してきた「土地の筆界を明らかにするための方法に関する慣習」について、体系的に整理し、今後、各土地家屋調査士会又は会員がこの研究を進める上での資とすることを目的とした研究を行ってきた。

(2) 土地家屋調査士業務に関する研究

「先端技術に関する研究」においては、前期の研究を受け継ぎ、様々な最新技術が土地家屋調査士業務にどのように関連し、将来的にどのような利活用が可能なのかについて実証又は検証を行いつつ、理論的な研究を行った。

また、「表示登記制度に関する研究」及び「土地家屋調査士制度に関する研究」においては、将来の表示登記制度及び土地家屋調査士制度の在り方を模索するため、各土地家屋調査士会を経由して全国の会員の考えや思いを把握して、連合会事業に反映させることを目的とした研究を行った。

2 地籍に関する学術的・学際的研究

(1) 地籍問題研究会との連携

地籍問題研究会が主催する定例研究会への参加や研究所担当副会長が同研究会の幹事に就任し、幹事会で意見を述べるなどこれまで同様積極的に連携・交流を図った。

また、同研究会を学会化することについて、同研究会と意見交換を行った。

(2) 日本登記法学会との連携

主に日本司法書士会連合会の働き掛けにより創設され、平成30年12月8日に学会組織

に移行した日本登記法学会は、「登記」という枠組みの中で土地家屋調査士にも関わる分野が多いことから、研究所担当役員 2 名が同学会理事に就任するなどこれまで同様連携・交流を図り、情報収集を行った。

なお、令和 5 年 11 月 25 日に開催した同学会第 8 回研究大会では、東京会会員が「不動産の相続と土地家屋調査士の実務」をテーマに研究報告を行った。

(3) 関連学術団体との研究交流

研究所の研究や土地家屋調査士の実務との関連性を見極めながら、必要に応じて研究交流を行うこととしているが、令和 5 年度は特に行っていない。

3 各部との連携

土地家屋調査士総合研究所（仮称）に関する事項については、研究所においても適時適切に制度対策本部と連携しながら、検討を重ねた。

また、狭あい道路に関する研究では社会事業部と、最新技術の研究では業務部及び社会事業部とそれぞれ連携や情報共有を行いながら研究を進めた。

4 会長から付託された事項の研究

会長から、「狭あい道路に関する研究」の付託を受け、新設の研究テーマとして位置づけ研究員を選任して研究を行った。

狭あい道路の定義や発生原因、統計的な現状把握、国土交通省及び各地方自治体の狭あい道路解消に向けた事業の状況や課題等の取りまとめを蓄積し、今後の連合会の政策提言等に反映させることを目的とした研究を行った。

九 土地家屋調査士特別研修運営委員会関係

1 第 18 回土地家屋調査士特別研修の運営・管理・実施

(1) 法務大臣の指定

土地家屋調査士法施行規則第 10 条第 1 項の規定に基づき行う法務大臣への指定申請について、令和 5 年 4 月 28 日に法務大臣に申請書を提出し、令和 5 年 6 月 2 日付けで指定を受けた（「官報」令和 5 年 6 月 2 日、本紙（第 990 号）〔告示〕掲載）。

(2) 特別研修の実施

全区分合計 148 名の受講者を対象として、令和 5 年 7 月 14 日から同年 9 月 2 日まで約 2 か月にわたる同特別研修を実施し、138 名が考査を受検した（受検者内訳：新規・再受講 124 名、聴講・再考査 14 名）。

< 第 18 回実施概要 >

基礎研修	令和5年7月14日(金)～16日(日)	(全国17会場)
グループ研修	令和5年7月17日(月)～8月17日(木)	(24グループ)
集合研修・総合講義	令和5年8月18日(金)～20日(日)	(全国6会場)
考査	令和5年9月2日(土)	(全国4会場)

なお、令和5年11月28日に同研修の修了者138名に対して、修了証明書及び考査成績証明書等を発送した。

(3) 実施に係る助成

特別研修の実施に係る助成金について、令和5年7月12日に各ブロック協議会へ送金した(令和5年7月27日付け日調連研発第34号)。

(4) 土地家屋調査士特別研修過去問集

第18回土地家屋調査士特別研修の受講者を対象として土地家屋調査士特別研修過去問集を作成し、令和5年6月29日付けをもって各土地家屋調査士会に通知した。

(5) 令和5年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力の認定

令和5年11月16日付け官報1104号〔官庁報告〕において、令和5年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告がされた。

また、同認定の発表は、令和6年3月11日付けで法務省ウェブサイト並びに各法務局及び各地方方法務局において公表され、土地家屋調査士法第3条第1項第7号及び第8号に規定する民間紛争解決手続代理関係業務を行う能力を有する者として、令和6年3月11日に124名が同法第3条第2項第2号の認定を受けた(受講者145名、認定率85.5%)。

なお、これまでの土地家屋調査士特別研修による同認定者数は累計6,899名となった(令和6年3月11日)。

2 第19回土地家屋調査士特別研修の計画・運営・管理

第19回土地家屋調査士特別研修は、次のとおり実施する予定であり、実施日程、実施基本計画、会場設置、実施に係る助成金及びカリキュラムについて、令和5年11月9日付け日調連発第229号をもって各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会へ通知した。

なお、第19回から基礎研修を従来のDVD形式による視聴からeラーニング形式に変更する。

(1) 実施日程

<第19回実施予定>

基礎研修	令和6年7月1日(月)～14日(日)	※eラーニング
接続テスト	令和6年7月18日(木)午前	※希望者のみ
ガイダンス	令和6年7月18日(木)午後	※電子会議
グループ研修	令和6年7月18日(木)～8月22日(木)	

集合研修・総合講義 令和6年8月23日（金）～25日（日）
 考査 令和6年9月7日（土）

(2) 実施会場

第18回に引き続き、あらかじめ会場を設置する地域を受講者に示した形で会場設置を行う予定であり、令和5年11月17日付け日調連発第243号をもって、各ブロック協議会長（各土地家屋調査士会長）に会場確保の依頼を行った。

① 基礎研修

基礎研修は、eラーニングによる研修となることから、会場は不要となる。

② 集合研修・総合講義及び考査

会場	会場を設営するブロック協議会	
	集合・総合（6会場）	考査（4会場）
東京	関東（2会場）	関東
兵庫	近畿・四国	近畿・中部・四国
愛知	中部	—
福岡	中国・九州	中国・九州
宮城	東北・北海道	東北・北海道

(3) 受講者募集

令和5年12月22日付け日調連発第279号をもって、各ブロック協議会及び各土地家屋調査士会に第19回土地家屋調査士特別研修の受講者募集について通知した。